

## 1-13. マレーシア・サバ州の遺伝資源のアクセス政策

2009年2月12～13日、マレーシアのABS（遺伝資源へのアクセスと利益配分）政策の現状（ABS国内法制定の進捗状況等）と今後の方向性についてCBD関係者との情報交換のために、同国に出張した。以下にその結果を報告する。

### (1) 連邦政府によるABS国内法制定に向けての現状

1999年度にABS法案がドラフトされたが、内閣のレベルで審議は棚上げにされ、それに代わるものは、現在、検討されていない。その背景としては、①ABS法案は当時のフィリピン大統領令247号を参考にしたが、実態はその後変化している、②連邦13州のうち、自治色の強いサラワク州やサバ州では既にABS州法が制定されており、半島部11州との連邦法案に関する調整が容易でない、③国連生物多様性条約（CBD）におけるABS国際的制度（ABS-IR）の交渉の方向性はまだ流動的であり、マレーシア連邦のABS法を策定する機は熟していない、等の認識があるものと思われる。

### (2) サバ州の現状

サバ州生物多様性条例(Sabah Biodiversity Enactment 2000)<sup>1</sup>が2000年11月にSabah州議会で可決成立したが、2007年まで何ら実施の動きがなかった。2007年12月に第1回生物多様性委員会(Biodiversity Council)が開催された。2008年5月に、生物多様性委員会の事務局機能を担うサバ州生物多様性センター(Sabah Biodiversity Centre、SBC)が設立された。生物多様性委員会の関心事は生物資源アクセスの許認可システムの整備と、利益配分に関する規定を作成する事である。利益配分に関する規定等はほとんど白紙からの出発という状況である。サバ州は連邦の中で独立性の強い州であるが、連邦政府のABS法制定に向けての動きも注視しながら物事を進める状況にある。サバ州生物多様性条例によれば、SBCが中心となってこれらの事務作業を進める規定になっているが、5名の職員を配備したばかりであり、まだ十分に機能するには至っていない。

現在、我が国の独立行政法人国際協力機構(JICA)が「ボルネオ生物多様性保全・生態系保全プログラム(Bornean Biodiversity & Ecosystems Conservation Programme、BBEC)」の「フェーズIIプログラム(BBEC Phase II Programme)」を実施中である。JICAは事務所をサバ州天然資源庁の中に置き、4名のスタッフを配置してBBEC Phase II Programme<sup>2</sup>（政策支援編：2007-2012）の実施を通じてSBCを支援しているという状況である。

<sup>1</sup> 下記のURLで閲覧可。(2009年2月20日アクセス)

[http://www.lawnet.sabah.gov.my/viewdoc.asp?id=sabahlaws&title=Sabah\\_Laws&document=statelaws/SabahBiodiversityEnactment2000.htm](http://www.lawnet.sabah.gov.my/viewdoc.asp?id=sabahlaws&title=Sabah_Laws&document=statelaws/SabahBiodiversityEnactment2000.htm)

<sup>2</sup> [http://www.bbec.sabah.gov.my/japanese/index\\_jp.php](http://www.bbec.sabah.gov.my/japanese/index_jp.php) (2009年2月25日アクセス)

### (3) ABS セミナーの開催

2009年2月13日、サバ州天然資源庁においてSBCとJICA共催によるABSセミナーが開催された。これはサバ州政府がProf. Zakri A. Hamid（前国連大学高等研究所長、現マレーシア科学大学王室講座教授、グローバル持続可能性研究センター長）を通じて、ABSに関する各種ツール（ボン・ガイドライン、METI-JBAガイドライン「遺伝資源へのアクセス手引」、スイス・マネージメントツール）についての講演会開催に協力する要請が出され、今回の開催に至ったものである。

SBCのFatah所長の開会挨拶の後、Mohamad bin Osman教授（マレーシア国民大学、UKM）がボン・ガイドラインについて、炭田がMETI-JBAガイドラインについて、Prof. Zakriがスイス・マネージメントツールについて、講演した。本セミナーには、サバ州政府の各部門、マレーシア・サバ大学（UMS）熱帯生物学保全研究所、NGOs等から、約20名が参加した。このセミナーは、今後18ヵ月にわたって実施されるプロジェクトの第1段の催しとのことで、州政府関係者の緊張感を感じた。

Prof. Zakriの講演の基調は、実際的なABSルールを作ることが重要であることを強調していた。これは隣州のサラワク州がかなり厳しいABS州法を実施し、マレー半島部の関係者から批判を買ってきたこととも関連があると考えられる。当方も、日本におけるABSガイドライン「遺伝資源へのアクセス手引」の実施経験について説明し、実際的な手続きの整備と共に、パートナーシップには信頼関係と相互理解を深めることの重要性を強調した。サバ州の関係者側から、「まだABSに関する知識と経験が浅いので、適切なガイドに今後も協力してほしい」との期待が述べられた。

サバ州は生物多様性の豊富な地域であり、州政府が現実的なABS規制制度を実施する事になれば、日本を含めた利用者側にとっても歓迎すべきことである。